

平成26年第4回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 平成26年12月4日 午前10:00

○散 会 午後 0:44

○出席議員（19名）

1 番 鑑 仁 志	2 番 堀 井 克 見	3 番 佐々木 嘉 一
4 番 小 林 悟	5 番 澤 井 昭二郎	6 番 藤 原 幸 雄
7 番 佐 藤 敏 雄	8 番 藤 原 典 男	9 番 西 村 武
10 番 千 田 正 英	11 番 戸 田 俊 樹	12 番 菅 原 理恵子
13 番 中 川 光 博	14 番 佐 藤 義 久	15 番 児 玉 春 雄
16 番 大 谷 貞 廣	18 番 菅 原 久 和	19 番 鈴 木 斌次郎
20 番 伊 藤 榮 悦		

○欠席議員（1名）

17 番 伊 藤 正 吉

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 幸 村 公 明 兼新庁舎建設室長
市民生活部長 藤 原 貞 雄	福祉保健部長 鈴 木 司
産業建設部長 児 玉 俊 幸	水道局長 鈴 木 利 美
教育部長 兼教育総務課長 菅 原 一	会計管理者 川 上 護
農業委員会事務局長 根 一	生活環境課長 (部長待遇) 関 谷 良 広
総 務 課 長 小 玉 優 子	企画政策課長 栗 山 隆 昌
財 政 課 長 菅 原 剛	市 民 課 長 門 間 正 博
社会福祉課長 塚 本 光	産 業 課 長 小 玉 隆
都市建設課長 渡 部 智	上下水道課長 菅 原 靖 仁
幼児教育課長 佐々木 雅 輝	課長待遇クリーンセンター長 今 井 祐 一

選挙管理委員会・  
監査委員事務局長 児 玉 正 生

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 清 孝      議会事務局次長 鈴 木      整

平成26年第4回潟上市議会定例会日程表（第1号）

平成26年12月4日（1日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長、教育長）
- 日程第 5 承認第 5号 専決処分の承認について（平成26年度潟上市一般会計補正予算（第4号））
- 日程第 6 議案第53号 潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）について
- 日程第 7 議案第54号 潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について
- 日程第 8 議案第55号 潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について
- 日程第 9 議案第56号 潟上市行政組織条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第10 議案第57号 潟上市役所追分出張所設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第11 議案第58号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第12 議案第59号 潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第13 議案第60号 潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第14 議案第61号 潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第15 議案第62号 潟上市集会所設置条例の一部を改正する条例（案）について

- 日程第 1 6 議案第 6 3 号 潟上市自治会館設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 7 議案第 6 4 号 潟上市公告式条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 8 議案第 6 5 号 潟上市有線放送電話の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 9 議案第 6 6 号 潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 0 議案第 6 7 号 潟上市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 1 議案第 6 8 号 潟上市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 2 議案第 6 9 号 潟上市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 3 議案第 7 0 号 新市建設計画の変更について
- 日程第 2 4 議案第 7 1 号 平成 2 6 年度潟上市一般会計補正予算（第 5 号）（案）について
- 日程第 2 5 議案第 7 2 号 平成 2 6 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 2 6 議案第 7 3 号 平成 2 6 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 2 7 議案第 7 4 号 平成 2 6 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 2 8 議案第 7 5 号 平成 2 6 年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 9 議案第 7 6 号 平成 2 6 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 3 0 議案第 7 7 号 平成 2 6 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 3 1 議案第 7 8 号 平成 2 6 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 3 号）（案）について

- 日程第 3 2 同意第 7 号 潟上市豊川財産区管理委員の選任について
- 日程第 3 3 請願第 3 号 米の需給安定対策に関する請願書
- 日程第 3 4 陳情第 1 4 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情
- 日程第 3 5 陳情第 1 5 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書
- 日程第 3 6 陳情第 1 6 号 介護従事者の処遇改善を求める陳情書
- 日程第 3 7 陳情第 1 7 号 児童館に関する陳情書
- 日程第 3 8 陳情第 1 8 号 道路（歩道）整備に関する陳情書
- 日程第 3 9 陳情第 1 9 号 労働法制の改悪に反対し安定した雇用の実現を求める陳情
- 日程第 4 0 陳情第 2 0 号 介護従事者の処遇改善を求める陳情
- 日程第 4 1 陳情第 2 1 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書採択に関する陳情について
- 日程第 4 2 陳情第 2 2 号 専ら被保険者の利益のための年金積立金の安全かつ確実な運用に関する意見書の提出について
- 日程第 4 3 陳情第 2 3 号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める陳情
- 日程第 4 4 陳情第 2 4 号 集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める陳情



午前10時00分 開会

○議長（伊藤榮悦） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

なお、17番伊藤正吉議員から所用のため欠席の届出がありましたので報告します。

定足数に達しておりますので、これから平成26年第4回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

**【日程第1、会議録署名議員の指名】**

○議長（伊藤榮悦） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、10番千田正英議員および11番戸田俊樹議員を指名します。

**【日程第2、会期の決定】**

○議長（伊藤榮悦） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの15日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月18日までの15日間に決定しました。

**【日程第3、諸般の報告】**

○議長（伊藤榮悦） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりであり、朗読、説明は省略しますが、市長から潟上市議会議員政治倫理条例に基づき、関係私企業との請負契約等の報告がありましたので、皆さんに配付しております。

次に、議会運営委員長からの報告を行います。3番佐々木議会運営委員長。

**【議会運営委員会の報告】**

○議会運営委員長（佐々木嘉一） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は11月25日に、提出予定議案、会期日程等を議題として、委員、正副議長、当局からの説明員として副市長、総務部長の出席のもとに開催しております。

また、12月1日に一般質問、請願・陳情の取り扱いのほか、議事日程及び議案等の付託を議題として開催し、委員、正副議長の出席のもとに開催を致しております。

本定例会の運営についてご報告致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、承認第5号については、本会議にて審議、議案第53号から第55号までの条例制定（案）は、総務文教常任委員会へ付託、議案第56号から第58号までの条例改正（案）は、総務文教常任委員会へ付託、議案第59号及び第60号の条例改正（案）は、社会厚生常任委員会へ付託、議案第61号の条例改正（案）は、産業建設常任委員会へ付託、議案第62号から第64号までの条例改正（案）は、総務文教常任委員会へ付託、議案第65号から第67号までの条例改正（案）は、社会厚生常任委員会へ付託、議案第68号の条例改正（案）は、総務文教常任委員会へ付託、議案第69号の条例改正（案）は、産業建設常任委員会へ付託、議案第70号の新市建設計画の変更は、本会議にて審議、議案第71号から議案第78号までの各会計の補正予算（案）については、所管の常任委員会へ付託、同意第7号については、本会議において審議という区分で行うことと致します。

付託につきましては、皆さんのお手元に委員会付託表としてお配りしておりますので、ご確認くださいようお願い致します。

請願・陳情等については、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、各所管の常任委員会へ付託することと致します。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問については、6名の通告者がありました。抽選の結果、12月8日、月曜日の1番目に8番藤原典男議員、2番目に12番菅原理恵子議員、3番目に16番大谷貞廣議員、12月9日、火曜日の1番目に9番西村 武議員、2番目に4番小林 悟議員、3番目に14番佐藤義久議員となりましたので、よろしくお願いを致します。

常任委員会について申し上げます。

常任委員会審査は、各委員会とも12月10日、水曜日の午前10時からの開催と致します。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（伊藤榮悦） 議会運営委員長からの報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

【日程第4、行政報告】

○議長（伊藤榮悦） 日程第4、市長及び教育長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） おはようございます。

本日ここに、平成26年第4回定例会を開会しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございました。

提出議案の審議に先立ち、第3回定例会以降の市政にかかわる主な事項の報告と提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、新庁舎建設事業について申し上げます。

庁舎棟の建設工事は、建物本体のコンクリート工事が終了し、現在は外壁工事、アルミサッシの取り付け、1・2階の壁や天井の取り付け、電気・機械設備の配線・配管等の作業を行っております。工事は順調に進んでおり、進捗率は約32%となっています。

今後は、関連事業であります車庫棟建設工事や外構整備工事、備品購入、移転業務等について計画的に進めてまいります。

次に、現庁舎等利活用について申し上げます。

11月17日に開催された議会全員協議会で「現庁舎等利活用計画（案）」をお示ししておりますが、今後は昭和庁舎の子ども園について保護者の意向を調査し、その結果を踏まえて、再度、議員の皆様から利活用に対するご意見を伺いたいと思っております。

今後も議会からのご意見や団体からの要望等を参酌しながら、現庁舎等利活用計画を成案とし、平成27年度に現庁舎等の改修費にかかわる予算を計上したいと考えております。

次に、新市建設計画の変更について申し上げます。

9月定例議会の行政報告で申し上げましたとおり、法律改正により合併特例債の発行期間が延長可能となったことに伴い、本市でも引き続き合併特例債が発行できるよう、新市建設計画の期間延長手続きを進めてまいりました。この度、県知事との協議が終了したことから、計画期間を5年間延長するための議案を本定例会へ提出しております。

次に、八郎潟ハイツ跡地の活用について申し上げます。

八郎潟ハイツ跡地への新たな施設整備にあたっては、地域のシンボルであり、これまで広域的に活用されていた実績に加え、ほかにはない付加価値を持った魅力あるものとするよう、多くの飯田川地域住民からいただいた内容を踏まえ、これまで検討を進めてまいりました。

新施設のコンセプトは、先の議会全員協議会でご説明したとおりであります。防災基地機能と健康増進、また、交流・研修の場としての機能を有する施設とし、地域の方々から末永く愛され、活用される施設を目指してまいります。

次に、子育て支援並びに定住促進に関する協定の締結について申し上げます。

10月29日に「株式会社秋田銀行」と子育て支援並びに定住促進による人口の確保を目的とする協定を締結しております。3人以上の子供を扶養する世帯の経済的負担軽減を図るための住宅ローン金利の引き下げが主な協定内容であり、子育て支援の強化と市内への定住促進につながるものと期待しております。

次に、「潟上市地域防災計画」の見直し状況について申し上げます。

「潟上市地域防災計画」については、秋田県地域防災計画に準拠し、防災関係法令及び上位計画等の見直しを反映させるとともに、避難所等の指定及び避難勧告基準のマニュアル策定を含めた素案の作成を行っております。

本年度中の完成を目指し、今後はパブリックコメントの実施、潟上市防災会議の決定を経て議案を提出したいと考えております。

次に、空き家の状況とその対策について申し上げます。

平成24年度調査の追跡調査として、本年6月から9月にかけて各自治会からのご協力をいただき、空き家調査を実施してまいりました。結果は、前回調査の481軒から142軒増えて623軒となっております。前回調査では、倒壊の恐れが大きいものと飛散の恐れが中程度のものが41軒あり、その後、解体した空き家が4軒、飛散防止対策を実施した空き家が8軒でありました。

今回の調査では、倒壊の恐れが大きいもの及び飛散の恐れが中程度のものが81軒に増えております。危険度の大きい空き家等につきましては早急に撤去及び飛散防止対策など必要な措置を講ずるよう指導・助言を行うとともに、適正管理のお願いをしております。

また、調査結果をもとに全ての空き家についての台帳化を進めているところであり、台帳の整備後は自治会と情報を共有してまいります。

次に、廃棄物対策について申し上げます。

本年1月から資源ごみとして、びんの分別収集を開始致しました。10月末まで資源として引き渡されたびんは164トンであり、そのうち分別収集量119トン、施設内で手選別されたものが45トンであります。まだ3割近くが燃えないごみとして出されており、分

別が徹底されていない状況にあります。

このような状況から、更なる分別の徹底を図るとともに、利便性の向上を図るため、びん専用の小さい袋と不燃物用の小さい袋の2種類を新たに作成致します。この新たな袋は、来年4月からの配布を目指しており、本定例会には、ごみ処理手数料に係る条例改正案の提出と関連予算を計上しております。

次に、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金について申し上げます。

本給付金は、本年4月の消費税率引き上げに伴う経済的負担の軽減策としての臨時的なもので、本市の11月21日現在の給付金交付率は、臨時福祉給付金が86%、子育て世帯臨時特例給付金が94%となっております。

当初、申請受付期限を9月末日としておりましたが、申請状況を勘案し、11月28日まで受付期限を延長して給付支援にあたりました。

次に、福祉灯油について申し上げます。

灯油価格は、昨年から引き続き高値で推移しております。本格的な灯油の需要時期を迎え、特に大きな影響を受ける所得の低い高齢者世帯等を対象に経済的負担を軽減するため、灯油購入費の助成を本年度も実施することとし、本定例会に係る予算を計上しております。

次に、「潟上市第4期障害福祉計画」の策定状況について申し上げます。

「健やかで安心して暮らせる、健康と福祉のまちづくり」を基本理念として、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害福祉計画の第4期計画の策定に取り組んでおります。

策定にあたっては、第3期計画の成果目標と活動指標を見直しし、計画案について潟上市障害者地域自立支援協議会等でご意見をいただきながら、本年度末の策定を目指し作業を進めております。

次に、健康づくり事業の進捗状況について申し上げます。

はじめに、本年度全世帯に実施致しました「健診受診意向調査」の結果ではありますが、回収率は72.5%でありました。全対象者の検診受診状況を見ますと、特定健診で59.7%、胃がん検診で45.6%の方が、市の健診や職場、その他の方法で受診しておりました。

集団検診につきましては、本年度も追加集団レディース検診及び日曜がん検診を実施しております。特に受診の機会の少ない若い世代も受けやすいように配慮した「日曜がん検診」は好評で、受診率の伸びにつながっております。

また、本年も乳がん検診の未受診者約4,800人に対して「コール・リコール事業」で受診を呼びかけるとともに、がん検診未受診者に対しては、はがきによる受診勧奨を行い、受診率の向上に努めております。

次に、母子保健事業について申し上げます。

9月30日、母子愛育部会・食生活改善部会・子育てサークル・軽食販売店等の多職種が協働し、子育て中の親や妊婦を対象とした「子育てふれ合い広場」を初めて開催したところ、当日は98組・約200人の親子が参加し、盛況でありました。12月7日には、父親の育児参加を応援する講演会や音楽遊び、工作コーナー等を設けて第2回目を実施する予定であります。

次に、農業関係について申し上げます。

水稻については、5月下旬以降に気温が高く、日照時間の多い日が続いたため、順調に生育し、9月23日頃からの稲刈り作業となりました。

東北農政局秋田地域センターが発表した10月15日現在の県中央部の作況指数は「104」の「やや良」で10アール当たりの予想収量は600キログラムとなっております。

本市の10月末現在の一等米比率は、天王地区98.5%、昭和地区88.4%、飯田川地区96.7%となっており、等級低下の主な要因は、登熟不足やカメムシ被害、青未熟粒となっております。

なお、今年度の米の概算金が全農秋田県本部から示されましたが、全国的に豊作基調であることや継続した米の消費減等により、大幅な米の需給緩和となることが予想されることから、概算金は大幅に下落しております。

これに伴い、県では減収が見込まれる農業者等を対象に、新たに無利子の融資制度「稲作経営安定緊急対策資金預託金貸付事業」を創設しております。本市でも、本資金の借入で発生する債務保証金について助成するため、関係予算を本定例会に計上しております。

果樹の和梨については、春先の霜害により、花に奇形やツルが短いなどの被害が散見されましたが、受粉作業時においては好天に恵まれ、奇形果の摘果により、平年並みの着果量となりました。その後も好天に恵まれ肥大が旺盛となり、大玉傾向に推移しておりましたが、病気の発生等で出荷量は減少しております。

本市の主力品種である「幸水」の出荷量は、奇形果・病害果の影響により平年の84%程度、「豊水」は着果量が平年並みながら平年の93%程度となっております。

花きの輪菊については、生育は概ね順調に推移し、市場並びに直売所を含めた出荷量と販売価格は平年並みとなっております。

鉢物シクラメンについては、生産量が若干減少しておりますが生育は順調であり、10月下旬から出荷が始まっております。今年は全国各産地からの出荷が多く、出荷のダブつきによる単価の伸び悩みが心配されており、出荷量は約4万鉢となる見込みであります。

転作大豆については、播種直後は概ね順調でありましたが、8月の長雨により圃場に水が停滞したため、培土作業ができず生育不順の圃場がありました。品質的には、しわ粒による等級の低下が見受けられるため、今後も良質大豆の生産に向け、関係機関と連携して指導してまいります。

枝豆については、春先の少雨多照により草丈が伸びないまま開花を迎えたため低い反収が予想されましたが、6月以降の適度な降雨により、極早生、早生品種は高い反収となっております。しかし、中性品種以降は8月の長雨の影響により、一転、低い反収となり計画量の84%で、1キログラム単価も昨年比79%の510円台となっております。

次に、産業まつりについて申し上げます。

本年度の産業まつりは、10月18・19日の両日、ブルーメッセあきた内の「アグリプラザ昭和」を会場に行い、野菜・花き・果実・加工品などに昨年より74点多い292点の出品がありました。

栽培期間を通して肥培管理に苦勞した年でありましたが、野菜関係では果菜類・葉菜類はいずれも高品質のものが見受けられ、果樹の部78点、花きの部45点、農産加工の部39点の出品がありました。農家の皆さんには、今後も、きめ細かな管理や創意工夫により良品を生産されることを期待するとともに、ご指導・ご協力いただきました秋田地域振興局をはじめ各関係機関に対し、感謝とお礼を申し上げます。

次に、都市計画法第34条第11号で指定する区域の土地利用の状況について申し上げます。

この制度は、都市計画法に基づく線引き制度を維持したまま市街化調整区域の土地利用に柔軟に対応できる施策として、平成23年4月に秋田県内で初めて導入したものであります。

本制度の導入後、本年11月10日現在までの潟上市の開発許可件数は38件で、宅地関連の開発は29件ありました。このうち、本制度による市街化調整区域内の開発は26件・

146区画の許可申請があったほか、ショートステイやコンビニ等の非住家も8件ありました。

数値が示すとおり、本制度導入後の本市における土地利用は活況を呈しております。特に市街化調整区域内の土地活用にとって非常に有効な方策と捉えられ、加えて人口減対策としてもマスコミに取り上げられるなど、注目の制度となっておりますことから、今後も各方面に活用を働きかけてまいります。

次に、教育関係について申し上げます。

はじめに、国民文化祭について申し上げます。

第29回国民文化祭・あきた2014、本市主催事業「自然と暮らす・日本の原風景写真コンテスト」の入選作品を10月4日から11月3日までの1カ月間、中村征夫フォトギャラリー「ブルーホール」に展示したところ、期間中、県内外から総勢3,111人が来場されました。また、10月12日には、同ホールにおいて「表彰式及び選評トークショー」を開催し、来賓や表彰者を含めて274人からご出席をいただきました。審査委員である日本写真家協会会長の田沼武能氏、風景写真家の米美知子氏、そして、本市の名誉市民である中村征夫氏の3氏による作品の選評トークショーに、観覧者は熱心に聞き入っております。

この国民文化祭の開催を契機に、芸術文化の一層の振興を図ってまいります。

次に、追分小学校大規模改修事業の進捗状況について申し上げます。

6月末から来年3月までの工期で大規模改修及び耐震補強工事を実施しております。普通教室は8月に完成し、現在は、多目的学習スペース等の増築工事を行っております。なお、今後は第二グラウンドを駐車場にするための舗装工事を行う予定であります。

次に、子育て支援について申し上げます。

平成27年4月より「子ども・子育て支援法」が全面施行されます。この新制度は、様々な事業者の参入を図りながら、子ども・子育て支援にかかわるサービス提供基盤の整備を進めることとしており、事業者が参入するにあたっては、都道府県で定める施設設備の基準及び市町村が定める施設運営の基準等に従って市町村が審査し、その結果に基づき都道府県が認可することとなります。本市においても、これに関連した3つの条例案を本定例会に提出しております。

次に、文化祭について申し上げます。

本年度は市制施行10周年記念「潟上市文化祭」として10月18・19日の両日、天王会場

と昭和会場において盛大に開催致しました。日頃の生涯学習実践活動として、絵画や書道、陶芸、手芸等の作品が出展され、天王会場では1,487点、昭和会場では1,053点の力作・秀作が会場を華やかに演出し、多くの来場者から感嘆の声が寄せられました。

芸能発表においては、天王会場には14演目、昭和会場には25演目がエントリーし、舞踊やダンス、カラオケなど、学びの成果を発表し合い、芸術・文化による市民交流が広がりました。

また、19日の「文化講演会」には、約500人の市民がつめかけ、タレントの堀ちえみさんが『堀ちえみの子育て奮闘記』と題し、タレントを夢見た青春時代から仕事と育児を両立しながら7人の子供を育てたエピソードなどを、ユーモアと笑いを交えて講演致しました。

「2014かたがみ音楽祭」は、18日に天王中学校体育館を会場に開催されました。「潟上誕生10周年～ともに奏でようふるさと潟上～」をテーマに、第1部は市内4コーラスグループによる合唱、第2部は市内3中学校吹奏楽部による演奏と市民合唱、第3部は秋田西高等学校吹奏楽部による演奏全5曲が披露され、迫力ある演奏の数々に来場者約500人から盛大な拍手が送られ、会場は大きな感動に包まれました。

次に、「秋田25市町村対抗駅伝ふるさとあきたラン！」について申し上げます。

今年初めて開催された「秋田25市町村対抗駅伝ふるさとあきたラン！」は、9月28日、秋田市八橋陸上競技場を発着とする32.5キロメートル・9区間で競われ、本市からも小学生から社会人の男女9選手が秋田市内の特設循環コースを走り抜けました。

結果につきましては、高校生男子が区間2位、小学生男子も区間5位と健闘しましたが、全体では、参加29チーム中18位でありました。大会の参加にご協力をいただきました潟上市陸上競技協会、参加選手の皆さん、関係各位に対しまして深く感謝を申し上げます。

次に、「潟上市健康マラソン大会」について申し上げます。

10月13日、体育の日に開催した、潟上市健康マラソン大会は、台風19号の接近により肌寒い天候となりましたが、個人の部、ペアの部に福島県いわき市や岩手県花巻市など、県内外から563人のランナーが参加致しました。個人2.5キロメートル、5.0キロメートルの部では小学生や中学生、一般ランナーが健脚を見せたほか、ペアの部では、親子や夫婦、友達同士などが仲良く手をつないでゴールするなど、沿道からの温かい声援と拍手を力に変え、各部門に参加したランナー全員が完走を果たしております。

次に、行政組織機構の見直しについて申し上げます。

先の議会全員協議会でご説明したとおり、新庁舎への移行にあわせて市民の皆さんの暮らしに直結する部門をわかりやすくすることを第一に、組織機構の再編成を行いました。また、行政改革の一環として、行政組織の配置バランスとスリム化を図ることを考慮し、市長部局は4部制から3部制とし12課1室を11課に、教育委員会は5課を3課に再編しております。

今回の見直しでは、「市民生活部」と「福祉保健部」を統合して「市民福祉部」とするほか、課の統廃合では、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険等の保険料に関する窓口を一本化した「長寿社会課」を創設致します。さらに、自治会等を担当している「地域振興班」を企画政策課の所管とするほか、危機管理体制の強化を図るため「危機管理班」を総務課内に創設致します。また、社会体育と社会教育における各種大会や行事などの連携や効率性を高めるため、生涯学習課とスポーツ振興課を統合し「文化スポーツ課」を創設致します。

行政組織機構については、この後も国・県の重要施策や社会情勢の状況等にあわせ、随時見直しをしていかなければならないものと考えております。

次に、平成26年度の職員給与等に関する人事院勧告について申し上げます。

国家公務員法及び地方公務員法の規定に基づき、国及び他の地方公共団体職員の給与との均衡と地域の民間給与の実情を職員の給与水準に適切に反映する必要があるため、毎年、人事院や県人事委員会による職員の給与等に関する勧告が行われております。

本年度は8月7日に国家公務員における人事院勧告が発表され、それを踏まえ、10月17日に秋田県人事委員会の勧告が発表されております。秋田県人事委員会の勧告は、本年4月時点における秋田県職員の月例給与と県内民間給与の較差が0.07%の280円と小さく、概ね均衡していることから、給料表の改定は行わないとするものであり、本市においても給料表の改定を行わないことと致しました。

本年度の期末・勤勉手当については、年間支給率が県勧告後の支給率と同じになることから改定しないこととし、27年度については、合計支給率は変わりませんが支給割合を県勧告どおりとすることと致します。また、通勤手当については、県勧告にならい、平成27年1月1日から改定するため、給与条例の一部改正案を本定例会に提出しております。

次に、衆議院議員総選挙について申し上げます。

衆議院の解散により、衆議院議員総選挙の投開票が14日に行われることとなりました。これまで本市における各種選挙の投票率は、県内でもかなり低い方であります。市民の皆様におかれましては、投票を棄権することのないよう切にお願い申し上げます。

次に、平成27年度予算編成方針について、その概要を申し上げます。

本市においては、歳入では普通交付税の合併による優遇措置が平成26年度で終了することから、今後減少致します。歳出では社会保障関係費の増加が見込まれ、依然として厳しい財政運営になることが予想されます。

平成27年10月に予定されていた消費税率の10%への引き上げは、先送りされることが確実な状況であります。平成27年4月には社会保障制度改革により「子ども・子育て支援制度」が施行されるなど、これらの国の政策が地方財政に与える影響は少なくはないと考えております。

「潟上市総合発展計画」も最終年度となります。総合発展計画に盛り込まれた諸施策の推進を図り、「潟上市民であることを誇れるまちづくり」の実現に向け、職員の創造力と行動力を結集させて取り組んでまいります。

本定例会には、衆議院議員選挙実施にかかわる平成26年度潟上市一般会計補正予算の専決処分の承認、議案として潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）ほか16件の条例案のほか、新市建設計画の変更について、平成26年度一般会計補正予算（案）、各特別会計補正予算（案）7件、豊川財産区管理委員選任の同意案件を提出しております。

以上が、行政報告並びに本定例会に提出しております議案であります。適切なるご決定を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 私から、行政報告の追加であります内容について、報告させていただきます。

教育委員会の施設であります天王町公民館で発生した火災について申し上げます。

去る11月27日、木曜日ですが、午後2時55分頃、天王公民館の2階男子トイレ付近より出火、同日午後3時21分に鎮火する火災が発生致しました。この火災により、周辺住民の皆様には、大変ご迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。

火災の原因であります。10月28日から12月15日までの工期でありまして、天王公民

館北側柱修理を請負業者であるヤマ佐建設が施工しておりますが、作業員が北側柱の鉄骨部分を溶接している際に火花が鳥の巣と保温材に飛び散り、2階男子トイレの天井裏に引火したものであります。火災発生直後、現場作業員等が消火器で初期消火にあたりました。煙が収まらず放水したものであります。教育委員会では、近接する二田保育園や天王中学校の園児・生徒の安全確保を速やかに行いました。鎮火後、消防及び警察の事情聴取において、故意ではなく事件性もなかったことから、翌28日から工事を再開しております。

なお、延焼箇所の修復等については、請負業者が責任を持って原状回復する旨を確認しておりますことをご報告致します。

この度の公共施設の工事施工中による火災発生については、改めて市民の皆様に陳謝するとともに、今後、公共施設工事の施工中の安全管理について、関係各位に周知徹底を図ってまいりたいと存じます。

最後に、大変ご迷惑をおかけし、重ねておわびを申し上げ、報告と致します。

○議長（伊藤榮悦） これで行政報告を終わります。

【日程第5、承認第5号 専決処分の承認について（平成26年度潟上市一般会計補正予算（第4号））】

○議長（伊藤榮悦） 日程第5、承認第5号、専決処分の承認について（平成26年度潟上市一般会計補正予算（第4号））を議題と致します。

承認第5号について、当局より提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） それでは、第4回潟上市議会定例会提出議案について、ご説明申し上げます。

はじめに、承認案件でございます。

議案書の1ページをお開き願います。

承認第5号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成26年12月4日提出 潟上市長 石川光男

2ページであります。専決処分書。

平成26年度潟上市一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成26年11月21日 潟上市長 石川光男

別冊の平成26年度潟上市一般会計補正予算書（第4号）の1ページをお開き願います。

平成26年度潟上市一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,924万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ200億4,504万円とするものでございます。

補正の内容につきましては、衆議院議員選挙費でございます。11月21日、衆議院の解散によるもので、選挙の日程は12月2日公示、14日投開票となっております。

説明は以上であります。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより承認第5号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、承認第5号は、原案のとおり承認することに決定しました。

【日程第6、議案第53号 潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）について から 日程第8、議案第55号 潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第6、議案第53号、潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）についてから日程第8、議案第55号、潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）についてまでを一括議題とします。

議案第53号から議案第55号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。菅原教育部長。

○教育部長兼教育総務課長（菅原 一） それでは、議案説明の前に、子ども・子育て支援新制度について簡単にご説明を致します。

この制度は、子どもと子育てをめぐる様々な課題を解決するために、多様な事業者の参入を図りながら幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくものでございます。

主な内容と致しましては、新たに市町村の認可事業として小規模保育等の給付が創設されます。また、現在の放課後児童クラブなどの事業も、この制度の地域子ども・子育て支援事業として再編されます。

これまでとの違いは、幼稚園や保育園などを利用する場合、保育の必要性の認定申請が必要になり、市からは認定書が交付されるなど手続きの流れが変更になります。

保育料の面では、現行制度は幼稚園部分の保育料は定額の保育料を徴収した後に幼稚園就園奨励費補助金を補助しておりますが、新制度では初めからこの補助金を加味し、所得段階に応じた保育料の負担の仕方に変わります。新制度は、新たに創設される地域型保育事業のほか、現行制度と大きな違いはなく、保護者が戸惑うようなことはないと考えております。

今定例会に提出しております3件の新規条例につきましては、国で示した基準に従い、施設の整備や運営の基準を設定するものでございます。

それでは、提出議案の3ページをお開き願います。

議案第53号、潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）について。

潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を次のように制定するものとする。

平成26年12月4日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、本市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、関係条例を制定するものであります。

4ページをお願い致します。

第1章は総則でございます。

第1条から第2条については、この条例の趣旨及び条例中の用語の意義を規定しております。

6ページをお願いします。

第3条は、施設の事業者は、すべての子どもが健やかに成長するために適切な環境の確保、人権の擁護、虐待の防止等に関する一般原則を規定しています。

第2章は、特定教育・保育施設の運営に関する基準を規定しております。

第4条は、特定教育・保育施設の利用定員は20人以上とし、施設の種類ごとに保育の

必要性に応じて定めること等を規定しております。

7ページをお開き願います。

第5条から第34条については、特定教育・保育施設への利用申し込みの手続き、正当な理由のないサービス提供拒否の禁止、保護者への援助、施設の運営規程等の必要事項に関して規定しています。

19ページをお願い致します。

第35条、第36条は、保育に欠けない子どもの保育園の利用、保育に欠ける子どもの幼稚園の利用にかかわる特例に関して規定しています。

20ページをお願い致します。

第3章は、特定地域型保育事業の運営に関する基準を規定しております。

第37条は、特定地域型保育事業の利用定員について規定しています。家庭的保育事業の利用定員は1人以上5人以下、小規模保育A型及びB型は、どちらも6人以上19人以下、同じくC型は6人以上10人以下、そして居宅訪問型保育については1人となっております。

21ページをお開き願います。

第38条から第50条については、0歳から2歳の子どもが利用する地域型保育事業の利用定員、利用申し込みの手続き、正当な理由のないサービス提供拒否の禁止、保護者への援助等の必要事項について規定しております。

27ページをお願い致します。

第51条、第52条は、地域型保育事業を3歳以上の子どもが利用した場合の取り扱いに関して規定しています。

この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行するものでございます。

以上で、潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）についての説明を終わります。

続きまして、提出議案の31ページをお願い致します。

議案第54号、潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について。

潟上市家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定するものとする。

平成26年12月4日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係法律の整備等に関する法律により改正される改正後の児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、本市の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、関係条例を制定するものであります。

32ページをお願い致します。

第1章は総則でございます。

第1条から第2条については、この条例の趣旨及び条例中の用語の意義を規定しております。

33ページをお願い致します。

第3条から第5条については、家庭的保育事業者は、乳幼児の心身ともに健やかな育成の保障と設備及び運営の向上、人権の擁護等に関する一般原則を規定しています。

34ページをお願い致します。

第6条から第21条につきましては、代替保育の確保、施設職員の研修機会の確保、虐待の禁止、衛生管理、食事、健康診断等の必要な事項について規定しています。

40ページをお開き願います。

第2章は、家庭的保育事業について規定しております。

第22条は、乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けることや専用の部屋の面積は、9.9平方メートル以上であることなど、設備の基準について規定しております。

第23条から第26条については、嘱託医及び調理員の確保、家庭的保育者1人が保育することのできる乳幼児数は3人以下とすることや幼児保育時間、保育の内容等の必要な事項に関して規定しております。

41ページをお願い致します。

第3章は、小規模保育事業について規定しております。

第27条から第36条については、小規模保育事業の類型及び施設の設備基準を規定しております。小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型に分けられます。A型・B型・C型の違いは、保育に従事する職員の基準の違いであります。

A型は保育士を置かなければならないとされており、B型は保育士、その他保育に従事する職員として、市長が行う研修を修了した者を置かなければならないとされており

ます。また、乳幼児の年齢区分に応じて規定する保育士、その他保育に従事する職員の数の半数以上が保育士でなければならないとされております。C型は、乳幼児1人につき家庭的保育者を1名置かなければならないとされております。

利用定員は、A型及びB型は6人以上19人以下、C型は6人以上10人以下です。

設備の基準では、A型・B型・C型とも乳児室又はほふく室、調理室及び便所を設けることとされております。

47ページをお開き願います。

第4章は、居宅訪問型保育事業について規定しております。

第37条から第41条については、居宅訪問型保育事業者は、障害、疾病などの程度により集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育や母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合の保育を提供するもので、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人を規定しています。

48ページをお願い致します。

第5章は、事業所内保育事業について規定しております。

第42条は、事業所内保育所に従業員以外の子どもを受け入れる場合の定員について規定しています。

49ページをお開き願います。

第43条から第48条については、事業所内保育に従業員以外の子ども20人以上を受け入れる場合の施設の設備基準等について規定しております。

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するものでございます。

以上で、潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）についてのご説明を終わります。

続きまして、提出議案の56ページをお開き願います。

議案第55号、潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について。

潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定するものとする。

平成26年12月4日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により改正される改正後の児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、本市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、関係条例を制定するものであります。

57ページをお開き願います。

第1条から第5条については、この条例の趣旨、条例中の用語の意義、最低基準の目的、健全な育成の場の確保等について規定しています。

58ページをお願い致します。

第6条から第8条については、非常災害対策や職員の一般的要件、研修機会の確保等について規定しております。

59ページをお開き願います。

第9条は、専用するための機能を備えた区画を設けることと、この区画の面積は児童1人につき、おおむね1.65平方メートル以上とするなどの放課後健全育成事業所の設備等に関して規定しております。

第10条は、職員について規定しております。

61ページをお開き願います。

第11条から第17条については、児童を平等に取り扱うこと、虐待の禁止、衛生管理、運営規程を定めること等について規定しております。

62ページをお願い致します。

第18条は、放課後健全育成事業所の開所時間等に関して規定しております。

開所時間は、小学校が休みの日は、原則一日につき11時間以上、それ以外は原則一日につき5時間30分以上とされております。

63ページをお開き願います。

第19条から第21条につきましては、保護者との連絡、事故発生時の対応について規定しています。この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するものでございます。

以上で、潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案についてのご説明を終わります。

以上であります。

- 議長（伊藤榮悦） 議案第53号、潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託します。

議案第54号、潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

議案第55号、潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託します。

【日程第9、議案第56号 潟上市行政組織条例の一部を改正する条例（案）について及び 日程第10、議案第57号 潟上市役所追分出張所設置条例の一部を改正する条例（案）について】

- 議長（伊藤榮悦） 日程第9、議案第56号、潟上市行政組織条例の一部を改正する条例（案）について及び日程第10、議案第57号、潟上市役所追分出張所設置条例の一部を改正する条例（案）についてを一括議題とします。

議案第56号及び議案第57号について、当局より一括して提案理由の説明を求めます。

幸村総務部長。

- 総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） それでは、議案書の65ページをお開き願います。

議案第56号、潟上市行政組織条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市行政組織条例の一部を次のように改正するものとする。

平成26年12月4日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、部の統合及び所掌事務の変更に伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

66ページであります。渦上市行政組織条例の一部を改正する条例（案）。

渦上市行政組織条例の一部を次のように改正する。

第2条中「市民生活部」を「市民福祉部」に改め、「福祉保健部」を削る。

第3条を次のように改める。

これの主な内容と致しましては、市民生活部と福祉保健部の統合により、条例の部の名称及び分掌事務を改正するものであります。

この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

なお、参考資料1の2ページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照ください。

続きまして、議案書の68ページをお開き願います。

議案第57号、渦上市役所追分出張所設置条例の一部を改正する条例（案）について。

渦上市役所追分出張所設置条例の一部を次のように改正するものとする。

平成26年12月4日提出 渦上市長 石川光男

提案理由でございますが、行政組織機構の変更による出張所の設置及び新庁舎への移転に伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

議案書の69ページであります。渦上市役所追分出張所設置条例の一部を改正する条例（案）。

第1条、渦上市役所追分出張所設置条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。渦上市役所出張所設置条例。

第1条中の「追分」を削る。

第2条を次のように改める。

名称及び位置。

第2条、出張所の名称、位置及び所管区域は次のとおりとする。

これは現在の追分出張所に加えまして天王出張所、昭和出張所、飯田川出張所の4カ所とするものでございます。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、渦上市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の施行の日から施行するものであります。

なお、参考資料1の6ページに新旧対照表を掲載してありますので、ご参照ください。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） 議案第56号、潟上市行政組織条例の一部を改正する条例（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（戸田俊樹） 新年度から行政機構を一部変更されるということでございますけれども、現在のその出張所に天王、昭和、飯田川、ともにですね支所制度ではなくて出張所だと、こういうふうなご説明ですけれども、追分の出張所の状況並びに今後の天王出張所、昭和出張所等々とですね、その支所制度と出張所制度の違いが・・・。

○議長（伊藤榮悦） 11番さん、それ、今の行政組織の方をやっているのです、その次の段階だと思いますが。

○11番（戸田俊樹） 一緒に提案したから、こっちの方聞いたども、じゃあそのようにします。

○議長（伊藤榮悦） 質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託します。

議案第57号、潟上市役所追分出張所設置条例の一部を改正する条例（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。はい、11番。

○11番（戸田俊樹） 大変失礼しました。

改めて、支所制度と出張所との違い、私どもはこの3町の合併に伴って、この新庁舎建設に伴ってですね、支所制度ではなくて出張所になるんだということについてはですね、いささか旧庁舎の利活用等の問題もあるでしょうけれども、支所制度では、なぜだめだったのか、その辺のところについて一度ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 11番戸田議員の質問にお答え致します。

支所制度ではだめだったのかというご質問ですけれども、合併時、平成17年3月22日の合併においては、新庁舎建設時には本庁方式にしましょうということが一つございます。

それから、出張所を今回設置するにあたり、いろいろな業務ございますけれども、支所というものはすべての業務を行うことができる場所であります。ということは、産業部門、衛生部門、環境部門、住民部門すべての所掌事務を取り扱うことがあって初めて支所扱いとなります。近場で言うと、土崎の支所という、ああいう場所になりますが、

出張所という窓口機能の延長、総合窓口まではいかないんですけれども、市長が定める特定の窓口の延長ということで出張所、事務を行うこととなっております、そういうことで今回は支所扱いでなくて出張所扱いとし、それに伴う人員配置等を検討しているものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） はい、11番。

○11番（戸田俊樹） その支所という名前をですね使う場合は、すべての行政サービスが伴うんだということも理解できますけれども、名称上ですね、その「支所」を使った場合の法律か何かでですね抵触するか、そういうものはあるかどうかお聞きしたいということですね、本当はですね私は、出張所、支所ということと、その前にのぼる、さかのぼったその行政機構の改革とですね、本当は一緒に質問したかったんですけれども、それを議長、許してくれますか。

○議長（伊藤榮悦） 質問してください。はい、よろしいです。

○11番（戸田俊樹） よろしいですか。

○議長（伊藤榮悦） はい。

○11番（戸田俊樹） 先ほどはミステイクなんですけれども、実はその行政改革、行政組織の一部の条例を変更するだけなんでしょうけれども、この今、市では部局制をとっているわけです。合併当時ですね、私も議員として再度登場した段階で、ある委員会で男鹿市のように部局制はやめようと、課長制でいいんじゃないかというときに、いや違うと、今後我々は部局制でいくんだと、さらには庁舎も建てるんだと、さらには、その時点では各地域に支所、または出張所を置くと、こういうことは聞いておりましたけれども、その辺を兼ね合いますとですね、何かこう違和感があると。何年かに一度、部局の統廃合みたいなことをし、各課の統廃合を試みたりですね、一貫性に欠けるような面もあると、これが時代に即応した体制を整えるということでしょうけれども、いささかこの進め方が無理があるような気がしますので、その辺のところについて大局に立ってご説明をいただければありがたいです。

○議長（伊藤榮悦） 総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 11番の戸田議員にお答え致します。

2点ほどあったと思いますが、出張所、支所の関係の法的な根拠ですけれども、自治法の155条に支所と出張所の内容が記載されて規定されております。そこで内容を後で

ご確認いただきたいと思います。

それから、部制、あるいは行政組織のあり方、これはもう終わったものですが、お答え致したいと思います。

市長の行政報告、13ページ下段の方にありますとおり、行政組織についてはこの後も随時見直しをしていくという、そういう前提で今回見直しをしたものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） よろしいですか。

○11番（戸田俊樹） はい。

○議長（伊藤榮悦） 暫時休憩致します。11時15分まで休憩致します。

午前11時07分 休憩

.....  
午前11時15分 再開

○議長（伊藤榮悦） それでは、会議を再開致します。

先ほど途中で終わっておりますので、議案第57号について質疑、ほかにございませぬか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託します。

ここで、先ほどの行政報告について、教育長より訂正の申し出がありましたので発言を許します。肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 皆さんの原稿にはそのまま書いてありますが、私の表現が、「天王公民館」を「天王町公民館」と言ってしまいました。大変恐縮で、おわび申し上げます。「町」を省いた表現に撤回したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

【日程第11、議案第58号 湯上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 次に、日程第11、議案第58号、湯上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） それでは、議案書の70ページをお開き願います。

議案第58号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成26年12月4日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、秋田県人事委員会の勧告に準拠し、通勤手当及び期末勤勉手当の支給割合の改定を行う必要があるため、条例の関係部分を改正するものであります。

議案書の71ページをお開き願います。

潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

これは通勤手当の額と期末勤勉手当の支給率の改正であります。

通勤手当につきましては、通勤距離の区分に応じて2キロメートル未満の0円から60キロメートル以上の月額2万4,500円まで設定されております。この度の改正では、5キロメートルから10キロメートル未満が月額100円増額、10キロメートルから15キロメートル未満が月額600円を増額するなどございます。

期末勤勉手当の支給率につきましては、期末手当が2.6か月から2.5か月の0.1か月分の減、勤勉手当が1.35か月から1.45か月の0.1か月分の増となり、総支給率は3.95か月で変更ありません。

この条例の通勤手当に関する改正は平成27年1月1日から施行し、期末勤勉手当に関する改正は平成27年4月1日から施行するものであります。

なお、参考資料1の9ページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご参考ください。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。はい、11番。

○11番（戸田俊樹） 通勤手当の改定についてご質問致します。

今回は少額と言ってもですね消費税が4月から3%値上げされたそのことで、この値上げとなったのか、その根拠をひとつ、もう一度お願いします。

それから、比較してみますと、5%から3%に上げられて8%になった段階での上げ

率はその距離によって若干開きがありますので、その辺と、非課税の部分で、この距離を公共交通機関を使った場合と、それから自家用で使った場合との比較検討等をですね、少し詳細にわたってというよりも簡単に説明をいただきたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 11番戸田議員にお答え致します。

通勤手当のその上がった、変更になった内容でございますけれども、単純に5%から消費税10%、8%との関係ではなくて、交通用具使用者にかかわる通勤手当につきましては、民間における支給状況を調査した結果、公務における現行の手当額が民間事業所における支給額を平均で10%以上、下回っていたことから、使用距離の区分に応じ、月額ですけれども、100円から7,100円までの幅で引き上げ改正を行ったものでございます。

それから、この幅がばらつきがあるようにご質問であります。この上げ幅については国の基準を踏襲しているものでございます。

それから、3点目のご質問では、公共交通機関を使用した場合、あるいはそういうのと比較検討についてはしておりません。1点目の回答で申し述べた内容が原因として変更したものでございます。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） はい、11番。

○11番（戸田俊樹） 概略わかりました。あとは総務文教常任委員会でもんでいただければと思います。

以上、終わります。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託します。

【日程第12、議案第59号 潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について 及び 日程第13、議案第60号 潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第12、議案第59号、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について及び日程第13、議案第60号、潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを一括議題とします。

議案第59号及び議案第60号について、当局より一括して提案理由の説明を求めます。  
藤原市民生活部長。

○市民生活部長（藤原貞雄） それでは、議案書の72ページをお願い致します。

議案第59号、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市国民健康保険条例の一部を次のように改正するものとする。

平成26年12月4日提出 潟上市長 石川光男

提案理由につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、給付の適正化を図るため、条例の関係部分を改正するものであります。

次のページにまいりまして、条例案でございます。

潟上市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「39万円」を「40万4,000円」に改める。

附則の1、この条例は平成27年1月1日から施行するものでございます。

これは産科医療保障制度の見直しが背景にあり、同制度に加入している医療機関が分娩時に負担する掛け金相当を引き下げ一方、出産費用の実勢価格が上昇傾向にあることに配慮して、出産育児一時金の本体部分を現在の39万円から40万4,000円に引き上げ、加算金を加えた総額を改定後も現在の42万円に維持するものでございます。

なお、参考資料1の14ページに新旧対照表を掲載してありますので、ご参考ください。  
続きまして、議案書の74ページをお願い致します。

議案第60号、潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）  
について。

潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成26年12月4日提出 潟上市長 石川光男

提案理由につきましては、一般廃棄物の減量化及び資源化を推進し、循環型社会の構築を目指すとともに、排出量に応じた負担の公平化を図るため、条例の関係部分を改正するものであります。

具体的には、現在、燃えないごみ用袋を利用し、びんの収集を実施しておりますが、利便性の考慮と分別の徹底を図るため、びん専用の小さい袋と燃えないごみ用の小さい袋を作成するものであります。

次のページにまいりまして、条例案でございます。

潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「証紙の種類は」の次に「、150円、250円」を加え、別表第3に「指定容器用証紙小（不燃物用）、10枚、250円」と「指定容器用証紙小（びん用）、10枚、150円」を加えるものであります。

附則、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

なお、参考資料1の16ページに新旧対照表を掲載してありますので、ご参考ください。

以上であります。

- 議長（伊藤榮悦） 議案第59号、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は社会厚生常任委員会へ付託します。

議案第60号、潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第14、議案第61号 潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について】

- 議長（伊藤榮悦） 日程第14、議案第61号、潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。児玉産業建設部長。

- 産業建設部長（児玉俊幸） 議案書の76ページをお願い致します。

議案第61号についてご説明を申し上げます。

本案は、潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案についてでございます。

潟上市道路占用料徴収条例の一部を次のように改正するものとする。

平成26年12月4日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございます。

道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、道路占用料の額を定めるため及び道路法第73条第2項の規定により、延滞金徴収時の利率との整合性を図るため、条例の関係部分を改正するものでございます。

今回の条例案の一部改正案につきましては、各自治体の人口及び固定資産評価額について、地域によって地価に大きな格差が生じていることから、現行の3区分から5区分に改正し均衡を図るために道路法施行令の一部を改正し、道路占用料の見直しが行われました。

ちなみに、本市の場合は第4級地に該当致します。

また、道路占用料の延滞金の徴収につきましては、現行では潟上市諸収入に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の例により、年利14.6%と定めておりますが、上位法の道路法第73条第2項の規定により、延滞金は年14.5%の割合を乗じて計算した額を超えない範囲内で定めなければならないと規定されていることから、整合性を図るため改正するものでございます。

77ページと参考資料1の新旧対照表の18ページから24ページをお願い致します。

潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）

潟上市道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

第6条中に「この場合において、同条例第4条中「年利14.6%」とあるのは「年利14.5%」と読み替えるものとする。」を加えるものであります。

次に、別表の第3条関係の占用料の額を次のとおり引き下げるものでございます。

これによる影響額は、N T T関係では151万4,580円の減、東北電力関係では83万8,450円の減、その他で9万3,600円の減、合計で244万6,630円の減額となります。この金額は、平成27年度予算に反映されることとなります。

附則、この条例は平成27年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は産業建設常任委員会に付託します。

【日程第15、議案第62号 潟上市集会所設置条例の一部を改正する条例（案）について及び日程第16、議案第63号 潟上市自治会館設置条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第15、議案第62号、潟上市集会所設置条例の一部を改正する条例（案）について及び日程第16、議案第63号、潟上市自治会館設置条例の一部を改正す

る条例（案）についてを一括議題とします。

議案第62号及び議案第63号について、当局より一括して提案理由の説明を求めます。  
幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） それでは、議案書の82ページをお開き願います。

議案第62号、潟上市集会所設置条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市集会所設置条例の一部を次のように改正するものとする。

平成26年12月4日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、平成27年1月1日に供用開始を予定しております中町集会所及び真形草生土集会所の設置及び管理について定める必要があるため、条例の関係部分を改正するものであります。

議案書の83ページであります。潟上市集会所設置条例の一部を改正する条例（案）。

潟上市集会所設置条例の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

参考資料1の26ページをお開き願います。

ここには別記1の上段が改正案（新）で、下段が現行案（旧）でございます。追分西集会所の下に「中町集会所」と「真形草生土集会所」を追加するものでございます。

この条例は、平成27年1月1日から施行するものであります。

続きまして、議案書の84ページに戻ります。

議案第63号、潟上市自治会館設置条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市自治会館設置条例の一部を次のように改正するものとする。

平成26年12月4日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、平成27年1月1日に供用開始を予定しております羽立神明自治会館の設置及び管理について定める必要があるため、条例の関係部分を改正するものであります。

議案書の85ページをお開き願います。

潟上市自治会館設置条例の一部を改正する条例（案）

潟上市自治会館設置条例の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

別表に次のように加える。

参考資料1の28ページであります。改正案（新）のとおり、追分自治会館の下に「羽立神明自治会館」を追加するものと、羽立神明自治会館の和室と会議室の使用料を別表に追加するものでございます。

使用料につきましては、次のページにありますように、ほかの自治会館と同額で設定をしております。

この条例は、平成27年1月1日から施行するものであります。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） 議案第62号、潟上市集会所設置条例の一部を改正する条例（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。はい、1番。

○1番（鑑 仁志） 今、総務部長の方から説明ありましたが、第2条の表にあらわれておりますけれども、使用料は和室300円、会議室300円とありますが、これはどういうふうな状況で、こういうふうな金額を設定したのか、そこあたり辺ちょっと説明してください。ほかの方も自治会館、取っているのか取っていないかわかりませんが、ここら辺のところもちょっと説明いただきたいなと思います。

○議長（伊藤榮悦） 今は議案第62号ですので、議案第63号で質問をお願いします。

ほかにございませぬか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託します。

議案第63号、潟上市自治会館設置条例の一部を改正する条例（案）について、これから質疑を行います。先ほど質疑ありましたが、答弁の方、よろしいですか。総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 1番鑑議員にお答え致します。

羽立神明自治会館の使用料、これは参考資料1の29ページの方に記載されておりますけれども、これに今回、羽立神明自治会館のその部屋の使用料を記載しておりますが、ほかの自治会館と同額で設定するという内容で考えております。特に羽立神明自治会館がほかの自治会館と違う方式、やり方ではなくて、ほかの自治会館と同額で設定するというので今回条例提案したものでございます。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） よろしいですか。はい、1番。

○1番（鑑 仁志） そうすると、地域の羽立神明の皆さんが使った場合も徴収されるの

か、それとも他の方が使った場合、徴収するのか、そこら辺のところやっばり、神明羽立はこうやるんですけれども、その町内会で使った場合も徴収されるのか、他町内で使った場合、徴収されるのか、そこら辺のところしっかり説明していただきたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 1 番鑑議員にお答え致します。

今回、部屋の使用料ということでご提案しておりますが、実際には自治会館使用料減免取扱規程というのがございます。地域のため、あるいはそういうこの規程に基づいて、ほとんどが減免となるような形、今までの建物を使っている状況と同じような取り扱いとなりますけれども、そうでない活用があった場合にはこれくらいお金かかりますよということでご理解いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託します。

【日程第 17、議案第 64 号 潟上市公告式条例の一部を改正する条例（案）についてから 日程第 22、議案第 69 号 潟上市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第17、議案第64号、潟上市公告式条例の一部を改正する条例（案）についてから日程第22、議案第69号、潟上市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例（案）についてまでを一括議題とします。

議案第64号から議案第69号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） それでは、議案書の86ページをお開き願います。

庁舎移転に伴う条例改正案が 6 本ほどございますので、順次ご説明してまいります。

議案第64号、潟上市公告式条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市公告式条例の一部を次のように改正するものとする。

平成26年12月 4 日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、庁舎移転に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

議案書の87ページをお開き願います。

潟上市公告式条例の一部を改正する条例（案）

潟上市公告式条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「別表」を「市役所前」に改める。

別表を削る。

これは条例を公布する際に掲示する場所を市役所前に改正するものでございます。

この条例は、潟上市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の施行の日から施行するものでございます。

なお、参考資料1の31ページに新旧対照表を掲載してありますので、ご参照ください。

続きまして、議案書の88ページであります。

議案第65号、潟上市有線放送電話の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市有線放送電話の設置及び管理運営に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成26年12月4日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、庁舎移転及び出張所設置に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

議案書の89ページをお開き願います。

潟上市有線放送電話の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例（案）

潟上市有線放送電話の設置及び管理運営に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「飯田川庁舎敷地内」を「潟上市役所飯田川出張所敷地内」に改める。

有線放送電話の本部放送所の場所を潟上市役所飯田川出張所敷地内に改正するものであります。

この条例は、潟上市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の施行の日から施行するものであります。

なお、参考資料1の33ページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照ください。

続きまして、議案書の90ページであります。

議案第66号、潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を改正する条例（案）につ

いて。

潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を次のように改正するものとする。

平成26年12月4日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、庁舎移転及び出張所設置に伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

議案書の91ページをお開き願います。

潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を改正する条例（案）

潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を次のように改正する。

別表固定系無線設備位置の部親局の項中「天王庁舎」を削り、同部親局遠隔装置の項中「潟上市天王コミュニティ防災センター」、「潟上市役所昭和庁舎」及び「潟上市役所飯田川庁舎」を削り、「男鹿地区消防署天王南分署」を「男鹿地区消防本部」に改め、同部子局の項中「潟上市役所飯田川庁舎地内」を「潟上市役所飯田川出張所地内」に改め、同表に次のように加える。

これの主な改正内容でございますが、防災無線の親局の配置場所が現在、潟上市役所天王庁舎となっているため、潟上市役所に改正するものでございます。

この条例は、潟上市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の施行の日から施行するものでございます。

なお、参考資料1の35ページが新旧対照表を掲載してあるところでございますので、ご参照ください。

続きまして、議案書の92ページであります。

議案第67号、潟上市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市福祉事務所設置条例の一部を次のように改正するものとする。

平成26年12月4日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、庁舎移転に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

議案書の93ページをお開き願います。

潟上市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例（案）

潟上市福祉事務所設置条例の一部を次のように改正する。

第2条中「潟上市昭和久保字堤の上1番地3」を「潟上市天王字棒沼台226番地1」に改める。

これは福祉事務所の位置を潟上市役所昭和庁舎の住所から新庁舎の住所に改正するものであります。

この条例は、潟上市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の施行の日から施行するものであります。

なお、参考資料1の42ページに新旧対照表を掲載してありますので、ご参考ください。続きまして、議案書の94ページであります。

議案第68号、潟上市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成26年12月4日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、地方公務員法の一部を改正する法律の施行及び庁舎移転に伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

議案書の95ページをお開き願います。

潟上市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（案）

潟上市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

第4号、職員の休業に関する状況。

第5条第1項第2項中「公衆の見やすい場所に掲示し、又は閲覧所を設けて」を「潟上市公告式条例第2条第2項に規定する掲示場に掲示して」に改め、同条第2項を削る。

これは、公表する内容に職員の休業に関する状況を追加することと、公表の方法を公告式条例第2条第2項に規定する掲示場に改正するものであります。

この条例は、潟上市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の施行の日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行するものであります。

なお、参考資料1の44ページに新旧対照表を掲載してありますので、ご参考ください。続きまして、議案書の96ページであります。

議案第69号、潟上市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

る。

平成26年12月4日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、庁舎移転に伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

議案書の97ページをお開き願います。

潟上市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例（案）

潟上市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部を次のように改正する。

別記様式中「潟上市天王字上江川47番地100」を「潟上市天王字棒沼台226番地1」に改める。

別記様式（第4条関係）の浄化槽設置用地、仕様、賃貸借契約書の項の住所を新庁舎の住所に改正するものであります。

この条例は、潟上市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の施行の日から施行するものであります。

なお、参考資料1の46ページに新旧対照表を掲載してありますので、ご参考ください。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） 議案第64号、潟上市公告式条例の一部を改正する条例（案）について、これから質疑を行います。質疑ありますか。はい、8番。

○8番（藤原典男） 条例の公布についての考え方なんですけれども、今度は市役所前と改正案がなっておりますが、市役所前と言えば一般的には外ということになりますね。冬もあれば、雨の梅雨のときもあれば、いろいろありますし、せっかくのいい市役所ができたのに外で見なきゃいけないというふうなことになるのか、それとも、その市役所内の掲示場というんですか、考え方としてはやっぱりこの条例の公布というのは、やっぱり外に向けてのものだと思うんですが、市役所前というふうになれば一般的には外だというふうなことに感ずるんですけれども、そこら辺の考え方についてどうなんでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 8番藤原議員にお答え致します。

掲示場の場所、市役所前、新庁舎敷地内のどの辺に当たるかというご質問だと思いますが、今のところ外に誰もが見れる場所ということで考えております。というのは、現在の3庁舎の掲示場ございますが、全部庁舎の外に掲示場を設置して貼り付けしており

ますので、そういうことにしておりますが、今回も新庁舎活用にあたり、外に誰もが見える場所への設置ということで、外への掲示場設置を検討しております。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） よろしいですか。はい、8番。

○8番（藤原典男） 条例の公布というのは市民向けに、来たときにすぐ市民の方が見えるようにしなきゃいけないという気持ちはわかるんですけども、さっき言ったような天候の問題とかいろいろあるので、そこら辺は、あまりこの何というんですか、はっきり言いまして雨に当たっている中とか雪に当たっている中でこう、いろいろあると思うんですが、そこら辺はやっぱり考慮すべきじゃないかなとは思っているんですけども、条例の趣旨について、公表という趣旨についてはわかりましたけれども、その辺についてはどうでしょう。

○議長（伊藤榮悦） 総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 8番藤原議員にお答え致します。

ご質問の内容は理解できますけれども、例えば庁舎の中にあつた場合は、夜間等はまず見ることが不可能ですけれども、24時間誰でも見れる場所ということが原則かと考えております。それで外への掲示をするものでございますけれども、先の条例で出張所条例、4カ所設置する計画である旨申し上げましたが、出張所の方には出張所内にその告示する、公告する書類のコピーを貼り付けたいと考えております。新庁舎についても、その辺可能かどうか、そのコピーについて貼る場所をこの後検討してまいりたいと思いますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託します。

議案第65号、潟上市有線放送電話の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は社会厚生常任委員会に付託します。

議案第66号、潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を改正する条例（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は社会厚生常任委員会に付託します。

議案第67号、潟上市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は社会厚生常任委員会に付託します。

議案第68号、潟上市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託します。

議案第69号、潟上市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は産業建設常任委員会に付託します。

お諮りします。このまま審議を継続しますか。それとも暫時休憩に致しますか。

（「継続」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 継続ですか。よろしいですか、皆さん。

（「はい」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） それでは、このまま継続致します。

**【日程第23、議案第70号 新市建設計画の変更について】**

○議長（伊藤榮悦） 日程第23、議案第70号、新市建設計画の変更についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） それでは、議案書の98ページをお開き願いま

す。

議案第70号、新市建設計画の変更について。

新市建設計画の一部を変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年12月4日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、合併特例債を起債することができる期間が延長されたため、本市においても合併特例債の発行を可能とするため、最低限必要な部分の変更を行うものでございます。

その内容であります。新市建設計画の期間を平成31年度まで5年間延長することと、旧合併特例法に定めている計画に盛り込むべき項目である財政計画部分について、新たに平成27年度からの5年分を追加するものであります。

変更部分につきましては、参考資料の2としてお配り致しました新旧対照表のとおりでございます。

これより財政計画部分についてご説明させていただきます。

議会から提出要請がありましたのは、財政計画数値の根拠となる資料として協議のために提出した資料等でありましたが、県との財政計画の協議においては、議会に配付致しております議案書と参考資料2のこの二組の書類で行っているものでございます。

本日は皆様へ配付致しました財政計画作成の考え方について、ご説明したいと思いますので、ご覧願います。本日配付致しました財政計画作成の考え方の書類をお手元をお願い致します。

新市建設計画の期間延長に伴う財政計画の見直しにつきましては、本年4月から6月にかけて、今後見込まれる事業を盛り込んだ5年間の財政推計を行い、7月から庁内の審議を経て作成しております。本日配付致しました資料は、7月28日現在での財政推計の考え方となりますので、ご了承願います。

なお、新市建設計画の変更につきましては、旧合併特例法第5条第9項の規定に基づき、地域審議会が置かれている場合は、あらかじめ地域審議会の意見を聞かなければならないことから、8月19日に飯田川地区地域審議会、8月21日に昭和地区地域審議会へ諮問を行い、8月25日の両地区開催の地域審議会より異議のない旨の答申をいただいております。その後、旧合併特例法第5条第8項の規定に基づき、県知事との協議を行い、

11月7日に異議のない旨の回答をいただいております。

それでは、本日配付致しました財政計画作成の考え方の資料に基づきまして、主な項目につきましてご説明を致します。

まずはじめに、箱枠のところではありますが、年度ごとの基本的な考え方であります。

平成17年度から平成25年度につきましては、歳入歳出ともに決算額に置き換えております。平成26年度につきましては、繰越事業を含む当初予算額を基本としております。

平成27年度以降の財政推計の考え方につきましては、以下のとおりであります。

1の歳入でございますが、(1)地方税につきましては、平成26年度当初予算額を基準に毎年1%の増を見込んでおります。過去3カ年決算の比較で微増していること、昨今の経済情勢を勘案し、毎年度の増としております。

(2)地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金につきましては、平成26年度当初予算額と同額で計上しております。

なお、財政計画作成時点での自動車取得税交付金は、消費税が10%になる平成27年10月1日に廃止される予定でありましたことから、平成28年度以降につきましては調整しております。

(3)地方交付税につきましては、普通交付税は普通交付税に導入される公債費の状況や最近の動向に基づいて積算しております。特別交付税は、毎年4億5,000万円を見込んでおります。

(5)国庫支出金につきましては、建設事業費以外の分は平成26年度当初予算額から毎年2%の増を見込み、建設事業費分は個別の事業計画に基づいて計上しております。

(6)県支出金につきましては、建設事業費以外の分は平成26年度当初予算額から毎年1%の増を見込み、建設事業費分は個別の事業計画に基づいて計上しております。

次に、2ページをお開き願います。

(9)繰入金につきましては、継続費分として庁舎建設基金繰入金を平成26年度に2億4,800万円追加し、平成27年度に1億1,900万円計上しております。

また、平成27年度以降は合併振興基金からの繰入金を計画的に毎年8,500万円計上し、それでも財政推計上の不足額が生じる平成29年度以降は、財政調整基金から繰り入れております。

(10)繰越金につきましては、平成27年度以降は歳入歳出ともに同額としているため、

計上致しておりません。

(12) 地方債につきましては、継続費分として庁舎整備事業債を平成26年度に6億5,600万円追加計上し、臨時財政対策債は平成26年度当初予算額から毎年10%の減を見込んでおります。事業債につきましては、個別に積算しております。

次に、3ページであります。

2の歳出でございますが、(1)の人件費につきましては、平成26年度当初予算額から毎年1%の減を見込んでおります。

(2) 物件費につきましては、継続費のうち、当初予算に計上していなかった庁舎整備事業費の備品など平成26年度1億9,000万円追加しております。平成27年度以降につきましては、平成26年度当初予算額を基準に、毎年1%の減を見込んでいるほか、個別の事業計画に基づいて計上しております。個別の事業計画につきましては、資料のとおりでございます。

(4) 扶助費等につきましては、平成26年度当初予算額を基準に、毎年1%の増を見込んでおります。

(5) 補助費等につきましては、平成20年度決算額の13億円をベースに、平成29年度は選挙公営分を見込んでおります。

(6) 普通建設事業につきましては、継続費のうち、当初予算に計上していなかった庁舎整備事業費、平成26年度に7億5,300万円追加しております。平成27年度以降につきましては、個別の事業計画に基づいて計上したほか、経常的経費として通常の単独分を毎年3億円で見込んでおります。個別の事業計画につきましては、資料に記載のとおりであります。

次に、4ページをお願い致します。

(8) 公債費につきましては、平成24年度末までの借入済額に平成25年度借入額、平成26年度以降の借入見込額により、個別に積算しております。

(9) 積立金につきましては、計画的に行う基金造成はないものの、余剰金が生じる平成27年度に3億7,000万円、平成28年度に1億1,400万円を計上しております。

(11) 繰出金につきましては、平成26年度当初予算額と同額程度とし、平成27年度以降、毎年18億円を見込んでおります。

以上、財政推計を行った際の考え方であります。

次に、議会からもう一点、資料の提出要請がありました。総合計画との兼ね合いがわ

かる資料についてであります。配付資料はございません。

総合計画につきましては、平成28年度からのスタートを目指し、策定作業を今年度より進めております。現在は住民アンケートの集計及び現計画であります総合発展計画の検証等を行っており、次期総合計画の基本構想を描き始めたところでございます。今後は、来年度策定作業を進める基本計画の策定途中において議員の皆様へ案をお示しし、ご意見を賜りながら策定を進めていくものでございます。現段階では、総合計画との兼ね合いがわかる資料はございませんが、新市建設計画は10年前に策定された計画でございまして、当時と社会経済情勢、本市を取り巻く環境等が大きく変化したことにより、その内容を引き継げない部分もあろうかと思っております。その取捨選択を、議会をはじめ市民の皆さんと協働で行っていくこととなります。各個別事業につきましても、資料記載の事業を含めた計画を28年度からの総合計画で取り上げていくことになるものと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

説明につきましては、以上であります。

- 議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。はい、14番。
- 14番（佐藤義久） 特例債の関係を31年まで延長ということで理解はしましたけども、地域審議会等は10年で解散のような新聞報道もありましたけども、この点はどうなっているか教えてください。
- 議長（伊藤榮悦） 総務部長。
- 総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 14番佐藤議員にお答え致します。  
地域審議会は、来年の3月末で終了ということになります。  
以上です。
- 議長（伊藤榮悦） よろしいですか。はい、14番。
- 14番（佐藤義久） 終了時点は、合併当初からそうなっておりましたが、31年まで延ばした点においては、その点、配慮されておらないのかということをお聞きしたいんです。
- 議長（伊藤榮悦） 総務部長。
- 総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 14番佐藤議員にお答え致します。

地域審議会におきましては、当初設置の折に条例関係、よく内容を精査しているかと思っておりますけれども、法的に設置することができる、できる規定でございまして。できる規定、しなければならないという規定であれば、それは国の方でもそれは考えると思いま

すが、できる規定ですので、現在、潟上市においても天王地区にはございません。できる規定の場合は、強制的に延長するものはないということで、県の方からそういう方向性があるという旨、伺っております。

すいません、追加あります。今年度も地域審議会2回、3回と開催しておりますが、その折にもそういう内容のことを地域審議会の委員の皆さんにもお伝えしている状況でございます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。はい、3番。

○3番（佐々木嘉一） 合併特例債の借入れの許可の延長ということですが、いずれ県の方にはこの財政計画を出せばいいということであったのかどうか。やはりこれにはちゃんとした、やっぱりひとつの実績と評価というものが一つあると思います。合併の際に新市建設計画の中には、130億にもなんなんとする計画を立てました。それを10年かかって、どの事業をどれくらいやったのかということ、いわゆる実績、そしてその期間中にまたやれなかった、あるいは変更した、廃止した事業もあります。そういうことで、まず財政のベースを先行してやるということについては、わからないわけでもないけれども、やっぱりその計画を立てたものがどのような形で実績がつくられたかというようなそういうようなことと、それから、まだ残っている事業は何なのかと、あるいはこれから5年かかってその残事業についても、まだ時代の要請によってまた変わらざるを得ない事業もあるでしょうから、その辺の大枠の取り上げ方というか、ここにハード事業ありますが、そういうようなことをひとつ計画を見直す前提として、なければならぬのではないのかなと私はそんな思いをしております。県の方と協議して、あとよかったということ、あるいは地域審議会に諮ったらよかったということではなくて、地域審議会もどっちかという、そういうふうな、言ってみれば過去10年間の歩みを、合併特例債の結果をきちんと出して了解を得たものかどうか、そして今後、残っているものについてはこれだよということを示してやったものかどうか、その辺をひとつお知らせ願いたいと。

それから、先ほど総合発展計画との関係もありましたが、31年までの財政のいわゆるベースがもう決まったということなので、これからはそうすれば総合発展計画の基本的な考え方というのは、ここに考えが述べられておりますハード事業であれば普通建設事業、その中が一つのポイントかなというふうなことだけれども、そのほか扶助費だとか、

あるいはありますけれども、それは扶助費については社会保障等のこれからの制度変更だとか、いろいろなその改正分があれば、これらの推計でいいと思いますが、いずれ総合発展計画がつくられる前に5年間の財政のベースを決めるということは、次期計画5年間の前期の枠組みはもう決まったものではないのかなと、そういう重要な計画でありながら、ちょっと議会に対してちょっと説明が遅かったのではないのかなという感じもしますが、その辺についての考え方をひとつお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 数々の質問あったので、もしか取りこぼしもあるかもしれませんが、まずはじめにお伝えしたいことは、今回、新市建設計画、これ10年前にというか平成15年8月に3町合併協議会の策定の中で新市将来構想において描かれました将来像とまちづくりの基本構想を実現していくための計画期間内に実現できます主要施策・事業等を取りまとめたのが新市建設計画でございます。

これの運用にあたっては、平成16年7月に策定されました新市建設計画の3ページに、何回もその都度説明しておりますが、記載しておりますとおり、具体的な事業及び詳細な内容については不確定な部分が多岐にわたることから、本計画に基づき新市において策定する基本構想及び基本計画に委ねる。要するに、新市建設計画に掲げる理念や方向性に基づいて策定される総合発展計画に新市建設計画の内容は既に引き継がれていることから、その進捗管理、評価は、総合発展計画の中で行っていくものでございます。

今回の改正につきましては、あくまでも期間延長、それから財政計画が必須項目ですので、それを先に申し上げました内容で算定した内容であって、それが総合計画にすべて盛り込むかということは別問題であります。現在、総合計画の策定作業を進めておりまして、あくまでもこの新市建設計画を基本に、それをベースにしてはまいります、そのとおり総合発展計画が決まるという内容のものではございません。そのことをまず第1点にご理解願いたいと思います。

それから、そういう意味でまだ残っている事業がどれくらいあって、これからそれをどのようにやるのか、資料にあります事業のみよりやらないのか、そういうお話ですが、ただいま申し上げたように、この後、進める事業計画につきましても、総合計画の中で議会とともに協働で内容を詰めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） はい、3番。

○3番（佐々木嘉一） 最後に31年までの財政計画ができましたけれども、いわゆるその合併特例債の期間延長のためにつくった財政計画が、今後5カ年のいわゆるその財政のベースになるというふうな、動かない計画になるのではないのかなど、そういうことなのか、それとも単なる合併特例債のいわゆる許可が出れば、ある程度必要なものについては追加したり変更はできますよと、そういう弾力性があるものかどうか、その辺ひとつ。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 今の質問について、両方あります。それと、この10年間の検証というものをしっかりして、削るものは削る、加えるものは加えるという作業も必要だと思っています。

○議長（伊藤榮悦） はい、3番。

○3番（佐々木嘉一） 今、基本的な考え方、市長からも言われましたけれども、私はさっき申し上げたことは、合併特例債のいわゆる合併特例期間中に、これこれこういう事業をやるという一つの建設計画を掲げましたが、その中で例えば豊川小学校のようにやめたものもあるし、あるいは駅舎の場合でも、あるいは公営住宅の場合でも、全然未着手のものもあるような、私の記憶によりますとそんなことがあります。それらを一応10年間のきちんといわゆる事業をまず実施した事業をまとめて、その中でいわゆる廃止したもの、あるいは変更したもの、いろいろあると思います。それをきちんと見定めて、さらに5カ年の延長をするというためには、どれどれどういう事業があるのかと、そのことをはっきりしたものがあつたらひとつお願いしたいということでありました。

いずれ先般、次期計画について質しましたところ、市長からは、次期総合計画は学校2校の大規模修繕と道路整備だというような、端的にそういうお話もありましたので、次期計画との関連はどうかなということでお伺いしたわけであります。

それからもう一つは、駅舎については今、具体的に駅舎建築にかかっていると思えますけれども、東西通路については充当財源がないというようなお話でした。それらの計画のいわゆるその推移はちょっと私もわかりませんが、いずれ旧昭和町で商工会の合築の構想と、駅舎の合築の構想がそのまま生きて、何か検討されているというそんな捉え方で認識しましたけれども、そうじゃなくて、やっぱり商工会はもう建っていますし、東西通路についてやっぱり従来からのものでありますので、湯沢市も駅舎の改築の東西

関係のつながりについては合併特例債も活用するという事は、もう早々と新聞報道されておりましたので、それらのことも含めて検討もされるべきではないのかなというようにも考えております。いずれそのことについては、別の問題になると思えますけれども、そういう実施したもの、変更したもの、さらに5カ年の中でやるものという、きちんとしたやっぱり計画が明らかにしていただきたいということもひとつありますが、その点はどうか。

○議長（伊藤榮悦） 総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 3番佐々木議員にお答え致します。

合併特例債、これについてはいろいろ合併時と今とちょっと県の方向性というか、私方、理解度も不足してあった点もあったかもしれませんが、合併市町村が活用できる有利な財源手当として合併特例債がありますが、この起債は新市建設計画に基づき行う事業であって、さらに条件としては、合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共施設の整備事業、あるいは合併後の市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業などがあります。ですから、新市建設計画にその事業名は載ってなくてもいいんです。方策、政策の方向性が載っていれば該当するという内容でございまして、事業名が載っていたとしても、その事業条件とする合併市町村の一体性の速やかな確立を図る、例えば新庁舎を建設する場合、本庁舎方式に、それが一体的なものになるとか、あるいは合併後の市町村の均衡ある発展に資する、均衡ある発展という、天王地区、昭和地区、飯田川地区が同等の均衡ある発展といったときに、今、大久保駅にだけ東西自由通路をつくろうと言ったときに、羽後飯塚駅にもありませんし、二田駅にもございません。そういう意味では均衡ある発展に該当しない、そういう内容で合併特例債が該当しなかったものです。湯沢市の場合は、都市計画上でやった事業で、あくまでも市町村の一体性の速やかな確立を図るという、そういう事業目的で進めたものでありますので、条件整備の中の事業内容をご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。はい、7番。

○7番（佐藤敏雄） 第4回潟上市定例会参考資料の2の2ページなんですが、私からは簡単な質問でございます。変更案の新というところなんですけど、表紙の部分ですね、「生き生き36000の夢づくり」というところの部分でちょっと質問させていただきますが、平成26年12月に変更ということで、案であります。潟上市は今現在3万4,000人の

減少状況であるということから、この「36000」という点については協議されたものなのか、その点について単純な質問ではございますが、質問させていただきました。答弁をお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 7番佐藤議員にお答え致します。

この「36000」の文言が今の現状と違うのではないかとというご質問でございますが、今回、新市建設計画の内容については、一切というか、期間と財政計画以外はいじっておりません。そのままの内容で、それ以外の、今、変更が必要な最低限の必要な場所をいじっておりまして、「36000」はそのまま継続した内容となっております。あえてそれをいじると、またその原因等が必要になってきますので、今回は最低限、期間延長に必要なもの、部分ということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） よろしいですか。

○7番（佐藤敏雄） はい。わかりました。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 賛成討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） これで討論なしということで終わります。

これから議案第70号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第70号、新市建設計画の変更については原案のとおり可決されました。

このまま継続してよろしいですか。

（「よい」の声あり）

【日程第24、議案第71号 平成26年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）に

ついて から 日程第31、議案第78号 平成26年度潟上市水道事業会計補正予算  
(第3号) (案) について】

○議長 (伊藤榮悦) 日程第24、議案第71号、平成26年度潟上市一般会計補正予算 (第5号) (案) についてから日程第31、議案第78号、平成26年度潟上市水道事業会計補正予算 (第3号) (案) についてまでを一括議題とします。

議案第71号から議案第78号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長 (幸村公明) それでは、議案書の103ページをお開き願います。

一般会計補正予算の大綱について、ご説明申し上げます。

議案第71号、平成26年度潟上市一般会計補正予算 (第5号) (案) について。

別冊のとおり。

平成26年12月4日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成26年度潟上市一般会計補正予算書 (案) (第5号) の1ページをお開き願います。

議案第71号、平成26年度潟上市一般会計補正予算 (第5号) は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,202万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ200億5,706万2,000円とするものでございます。

次に、5ページをお願い致します。

第2表地方債補正について申し上げます。

コミュニティ施設整備事業は限度額1億3,930万円に増額、道路整備事業は3億580万円に減額するものでございます。

保健衛生施設整備事業、観光施設整備事業及び水道事業出資債につきましては、それぞれ借り入れをしないこととするものでございます。

次に、8ページをお願い致します。

歳入予算について主なものを申し上げます。

9款1項1目地方交付税は4,611万8,000円の追加で、普通交付税でございます。

13款2項7目総務費国庫補助金は1億3,740万2,000円の追加で、主なものは、がんばる地域交付金1億3,642万1,000円でございます。がんばる地域交付金は、好循環実現のための経済対策として、アベノミクスによる景気回復の効果を全国に波及させるため、

景気回復が波及していない財政力の弱い市町村に交付金を交付することにより地域の活性化を図るものでございます。

次に、9ページをお願い致します。

20款1項市債は1億8,960万円の減額で、主なものは4目商工債、観光施設整備事業債1億1,110万円の減額でございます。がんばる地域交付金の対象事業としたため、起債の借入れをしないこととするものでございます。

10ページであります。歳出予算について主なものを申し上げます。

2款1項10目自治振興費は160万円の追加で、妹川浜集会所整備建て替えに伴う設計委託料でございます。

次に、11ページをお願い致します。

21目旧八郎潟ハイツ整備事業費は65万4,000円の追加で、プロポーザルの経費でございます。八郎潟ハイツ跡地への新たな施設整備にあたっては、防災基地機能と健康推進、または交流・研修の場としての機能を有する施設とし、プロポーザル方式により企画を提案してもらい、選定するものでございます。

12ページであります。3款1項1目社会福祉総務費は2,028万8,000円の追加で、主なものは福祉灯油購入費助成金1,950万円でございます。灯油価格につきましては、昨年から引き続き高値で推移しており、経済的負担を軽減するため、所得の低い高齢者世帯等を対象に、本年度も灯油購入費を助成するものでございます。

次に、14ページをお願い致します。

4款2項2目廃棄物対策費は791万9,000円の減額ですが、主なものは消耗品費207万1,000円でございます。これは、ごみの分別の徹底と利便性の向上を図るため、新たにびん専用と不燃ごみの2種類の小さなゴミ袋を作成するものでございます。

6款1項1目農業委員会費は147万2,000円の追加で、主なものは農地台帳システム改修委託料199万8,000円でございます。法の改正により、農業委員会が保有する農地の情報を一筆ごとに整備するため、システム改修を行うものでございます。

次に、15ページをお願い致します。

6款1項3目農業振興費は334万6,000円の追加で、主なものは稲作経営安定緊急対策保証料補助金159万9,000円でございます。今年の米の概算金が大幅に下落したことに伴い、減収が見込まれる農業者等が県で新たに創設した無利子の融資制度「稲作経営安定緊急対策資金預託金貸付事業」の借入れを受けた場合に発生する債務保証金について

助成するものでございます。

次に、18ページをお願い致します。

10款7項3目体育施設費は516万6,000円の追加で、主なものは天王総合体育館アリーナ照明改修工事502万1,000円でございます。経年劣化により、アリーナ内の照度が不安定なため、照明を改修するものでございます。

続きまして、議案書104ページをお開き願います。

議案第72号、平成26年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

別冊のとおり。

平成26年12月4日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成26年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算書（案）（第3号）の1ページをお開き願います。

議案第72号、平成26年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,664万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億9,924万円とするものでございます。

補正の主な内容は、介護給付金で、給付金の確定によるものでございます。

続きまして、議案書の105ページをお開き願います。

議案第73号、平成26年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について。

別冊のとおり。

平成26年12月4日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成26年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算書（案）（第3号）の1ページをお開き願います。

議案第73号、平成26年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ360万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,871万6,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、保険料等負担金で、保険基盤安定分の確定によるものでございます。

続きまして、議案書の106ページをお開き願います。

議案第74号、平成26年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）につ

いて。

別冊のとおり。

平成26年12月4日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成26年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算書（案）（第3号）の1ページをお開き願います。

議案第74号、平成26年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,405万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億5,464万円とするものでございます。

また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ189万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,014万4,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料672万3,000円のほか、保険給付費の実績見込みによるものでございます。

続きまして、議案書の107ページをお開き願います。

議案第75号、平成26年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成26年12月4日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成26年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお開き願います。

議案第75号、平成26年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億270万3,000円とするものでございます。

補正の内容は、公債費の利子で、利率の確定によるものでございます。

続きまして、議案書の108ページをお開き願います。

議案第76号、平成26年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

別冊のとおり。

平成26年12月4日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成26年度潟上市下水道事業特別会計補正予算書（案）（第3号）の1ページ

をお開き願います。

議案第76号、平成26年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ278万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,470万2,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、公債費の利子で、利率の確定によるものでございます。

続きまして、議案書の109ページをお開き願います。

議案第77号、平成26年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成26年12月4日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成26年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお開き願います。

議案第77号、平成26年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出の組み替えを行うものでございます。

続きまして、議案書の110ページをお開き願います。

議案第78号、平成26年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）について。

別冊のとおり。

平成26年12月4日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成26年度潟上市水道事業会計補正予算書（案）（第3号）の1ページをお開き願います。

議案第78号、平成26年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的支出に393万6,000円を追加するものでございます。

補正の主な内容は、浄水場の修理費300万円でございます。

2ページであります、資本的支出に27万8,000円を追加するものでございます。

補正の内容は、量水器購入費でございます。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） 議案第71号、平成26年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、それぞれ所管の常任委員会に分割付託します。

議案第72号、平成26年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は社会厚生常任委員会に付託します。

議案第73号、平成26年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は社会厚生常任委員会に付託します。

議案第74号、平成26年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は社会厚生常任委員会に付託します。

議案第75号、平成26年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は産業建設常任委員会に付託します。

議案第76号、平成26年度潟上市下水事業特別会計補正予算（第3号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は産業建設常任委員会へ付託します。

議案第77号、平成26年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は産業建設常任委員会へ付託します。

議案第78号、平成26年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は産業建設常任委員会へ付託します。

【日程第32、同意第7号 潟上市豊川財産区管理委員の選任について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第32、同意第7号、潟上市豊川財産区管理委員の選任についてを議題とします。

同意第7号について、提出者の説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 同意第7号、潟上市豊川財産区管理委員の選任について。

下記の者を潟上市豊川財産区管理委員に選任したいので、潟上市豊川財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記

住 所 潟上市昭和豊川槻木字真形尻56番地

氏 名 森 久 樹

生年月日 昭和26年6月6日

平成26年12月4日提出 潟上市長 石川光男

提案理由

平成26年9月26日、潟上市豊川財産区管理委員の齊藤勇氏の死亡により欠員が生じたので、潟上市豊川財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を得て委員を選任しなければならないものである、これが提案理由でありまして、後任については地域に推薦方をお願いしたところ、森久樹さんが推薦されましたので提案したものでございますので、宜しくお願いします。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから同意第7号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、同意第7号は、同意することに決定しました。

【日程第33、請願第3号 米の需給安定対策に関する請願書 から 日程第44、陳情第24号 集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める陳情】

○議長（伊藤榮悦） 日程第33、請願第3号、米の需給安定対策に関する請願書から日程第44、陳情第24号、集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める陳情までを一括議題とします。

請願第3号から陳情第24号までは、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、請願第3号から陳情第24号までは、請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

なお、12月8日月曜日、午前10時から本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうもご苦労様でした。

---

午後 0時44分 散会